

令和6年10月1日

## 利用団体各位

山形県飯豊少年自然の家指定管理者  
株式会社 飯豊町地域振興公社  
代表取締役 加藤泰典

### 山形県飯豊少年自然の家所バス利用条件追加について(通知)

謹啓 仲秋の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、近年の件費の高騰、燃料代の高止まりなどの要因により、所バスの維持・運行が非常に厳しい状況に置かれておりますことから、令和7年度から所バス利用条件に下記を追加いたしますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- ① 送迎利用は、原則として各自治体や利用団体等でバスを持たない団体かつ10名以上の利用とする。
- ② 送迎場所は、1団体各1箇所とする。(迎え場所1箇所、送り場所1箇所)
- ③ 所バスの運行時間は、運転手の勤務時間内(午前8時30分から午後5時)とする。  
例… 送迎場所が飯豊少年自然の家(以下「自然の家」という)より所要時間30分の場合  
午前8時30分自然の家出発、午前9時に送迎場所到着となるので、出発時間設定は午前9時以降となる。  
送りは、往復1時間を要することになるので、自然の家出発時間設定は午後4時前までとなる。
- ④ 送迎のルートは指定管理者が決定する。
- ⑤ 送迎場所は同一とするが、指定管理者が事前に承諾した場合に限り送り場所を変更することができる。なお、送り届けた場所で所バス運行は終了となる。
- ⑥ 緊急事態の場合を除きルート内であっても途中下車はできない。
- ⑦ 「であいのつどい」後に、飯豊少年自然の家外の活動場所へ送迎することができる。ただし、以下の条件、範囲とする。
  - ・他利用団体の活動に影響を及ぼさない。
  - ・活動場所への送迎は1団体1回のみ、かつ、半径5km程度までとする。
- ⑧ 各自治体や利用団体等で、スクールバスや園バスの利用可能な団体が所バス利用を申し込む場合は、「所バスを利用しなければ来所できない理由」を運行計画書に記載し、事前に指定管理者から承諾を得なければならない。

以上、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

謹白